国債発行方式の新たな展開

〜国債市場特別参加者制度の創設について〜 中島

将隆

1 国債市場特別参加者制度の発足

定金融機関に加えられている事、流通市場の責任はアウトライトや先物取引の実績に委ねられている事、発行者 の特徴は弾力的な応札責任と落札責任に加えて証券会社だけでなくマーケット・メイクを行っていない銀行も指 制度ともいわれている。 を指定金融機関に限定した国債発行が行われた。 (政府) 国債市場特別参加者制度が二〇〇四年一〇月に創設され、一〇月一四日、初めてこの制度に基づいて国債応募 と指定金融機関が相互に意見を調整する場所が設定されている事、 プライマリー・ディーラー制度は欧米諸国で導入されスキームも異なっているが、 国債市場参加者特別制度とは日本版プライマリー・ などにある。 ディーラー 日本

定した市中消化が期待できる。これまで国債の市中消化方式は一○年債がシ団引受けで発行され、一○年債以外 債が大増発され市中消化額が拡大しているが、日本版プライマリー・ディーラー制度の創設によって、 いる不透明な慣行」と批判されてきた。また、公募発行については今後の金融情勢次第では「未達」の危惧も払いる不透明な慣行」と批判されてきた。また、公募発行については今後の金融情勢次第では「未達」の危惧も払 の国債は公募入札で発行されてきた。だが、海外からシ団引受け発行は「内部調整で引受価格やシェアを決めて 指定金融機関は公募入札で発行される全ての国債に応札義務と落札義務が課されている。平成一〇年以降、 国債の安 玉

拭できなかった。 本版プライマリー制 日本版プライマリー・ディーラー制度が定着すれば、こうした難点が軽減され解決される。 度が軌道に乗れば、 シ団引受け発行は廃止されることになっている。 日本版プライマリ 日

ディーラー制度の創設は国債発行方式に段階的変化を画するものと言わねばならない。

最後に日本版プライマリー・ディーラー制度のスキームをみていきたい。 市中消化方式、 そこで、以下では、日本版プライマリー・ディーラー制度導入の意義を明らかにするため、まず、 とりわけシ団引受け方式の問題点を検討し、次に、 シ団引受けと公募発行の関係相互を概観し、 従来の国債

2 シ団引受け発行の変貌と問題点

(1) 長期国債の発行開始とシ団引受け発行

融機 は、 引受シェアが決定され、引受シェアに基づいて発行額が割り当てられる。市場実勢を無視した低利国債であって た国債は ようになるが、 みで、かつ、発行方式はシ団引受によるものであった。 長期国債は昭和四〇年度から発行が開始されたが、昭和四〇年代を通じて発行された国債は長期国債一種類の 全額が市中消化され公募残が発生しない点にある。国債はシ団メンバーの金融機関に対して資金力に応じて 金融機関は低利国債引受けの代償を享受する事が出来る限り、 「関の引き受けた国債は発行後一年を経過すると、 市中売却が禁止されていたが、一年後に日銀が全額買い取ってくれたから問題は無かった。 五〇年代においても一〇年債が圧倒的であった 日銀は国債を全額を買い取ってくれた。 昭和五〇年代には長期債以外の国債が公募で発行される (後掲図表1参照)。 国債を御用金として引き受けたのである。 シ団引受発行の最大の特徴 金融機関の引受け 金融機関に

とって長期国債は短期国債と同じであった。

中売却を行った。手数料については、 額非課税制度、 の先行投資として引受けに協力したといわれている。市中売却が困難な国債は、 乖離が発生して市中売却が困難であった。証券会社は市中売却が困難な国債ではあるが、 却せねばならない。 証券会社はシ団引受額の約一割を引き受けた。 零細な投資単位であっても国債投資が可能な国債累積投資制度を活用して、 国債は市場実勢を無視した低利で発行されているため、 証券会社のみが募集を行うので金融機関から手数料五○銭のうち五銭を特 証券会社引受分については日銀信用に依存できないので市中売 応募者利回りと流通利回りに 税制上の優遇措置である国債小 将来の引受け業務拡大 個人を対象として市 大幅な

(2)シ団引受け発行額の圧縮と公募発行の拡大

別手数料として証券に帰属する事にしたのである。

八月、 債を御用金として割り当て分を引受けた。ところが、 国債の応募者利回りと流通利回りに乖離が発生すると、 を拒否したのである。 全額買い取る事が不可能になると、 市場実勢を無視した低利国債であっても、 シ団金融機関は シ団メンバーが国債の引受を拒否した結果、政府は休債に追い込まれた。この時点から、 「かかる低利の国債を引受ける事は預金者に対する背徳行為である」として、 国債の強制割り当て発行に対する金融機関の抵抗が始まる。 シ団金融機関は低利国債引受けの代償を受け取る事が出来る限り国 昭和五〇年代の国債大量発行によって日銀が従来のように シ団金融機関は国債の引受けを拒否し、 休債が常態化す 昭 和 国債の引受 五六年六~

しなくてはならない。まず、 休債が常態化してシ団引受け発行が困難になると、国債を継続的に発行するためには、 シ団引受け発行額の減額である。 シ団引受発行が困難になった昭和五六年、シ団引 従来の発行方法を変更

る事になった。

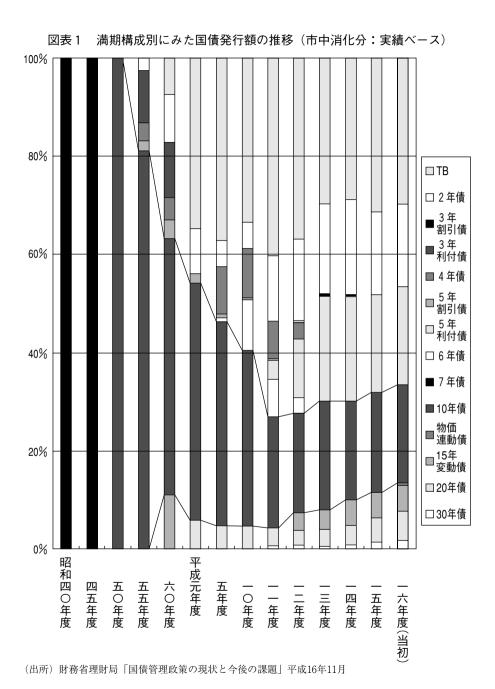
を尊重するようになり、 利回りを決定する必要がある。 降になると一○年債を圧倒するようになる。さらに、シ団引受け発行を継続するには市場実勢を尊重して応募者 には一五年物、二〇年物の直接発行が行われた。公募発行は五〇年代中頃以降から次第に増加し、 中期利付国債の公募発行拡大に加えて、 受けの発行額は当初計画額を下回る事になった。 りは次第に市場実勢化していった。 してシ団引受け発行が困難となり、 図表1をみると、 昭和六〇年代には国債応募者利回りの市場実勢化は完了した。 昭和五〇年代中頃以降、 シ団引受で発行される一○年国債の応募者利回りは休債を契機に次第に市場実勢 代わって公募発行が圧倒的比重を占める事となり、 規制金利体系外の国債が直接発行され、五六年には中期国債が、五八年 次に、シ団引受で発行できなかった部分を公募発行で補う事に 一〇年債以外の国債が次第に増加している事が示されている。 かくして、休債を契機と 一〇年国債の応募者利回 昭和六〇年以

(3)日米金融摩擦とシ団引受け発行の公募化

国債は流動性の高い信用力のある金融商品に変貌した。この時点から、 シ団引受けによって発行される国債は、 昭和六〇年以降、 市場実勢を尊重して発行されるようになり、 シ団引受けの固定シェアは従来の 御用金 〇年

から既得権益に変貌する。

融摩擦にまで発展したのは、まず、一九八六年一二月に野村・大和証券がアメリカでプライマリー・ディーラー シ団引受けのシェア拡大要求、 整理したものである。 図 表2は、 〇年物国 日米円ドル会議のあと定期的にフォローアップ会合が開かれ、 [債が :市場実勢化した時点からシ団引受け発行に対するアメリカの要求を時系列に従って シ団引受け発行の公募化の要求が次々に出されてきた。シ団引受け方式が日米金 その会合で外国証券会社の



図表 2 シ団引受け発行方式・公募発行に対するアメリカの要求

- 1986年9月……第4回日米円ドル委員会フォローアップ会合以降の米国の要求
 - ①シ団内引受シェアの引き上げ ②中期国債の入札参加資格の緩和
 - ③外国金融機関のシ団加入参加資格の緩和 ④公募入札方式への変更
- 1986年12月……野村・大和証券、プライマリー・ディーラーの資格獲得 日本の国債制度解放問題は政治問題へ発展
- 1987年4月……上記米国の要求の実施(①~③の実施)
 - ①外国証券会社の引受シェアの引上(1.19%から5.725%へ)
 - ②入札参加者は2社から19社へ
 - ③シ団参加資格は在日支店開設後10年から5年に短縮
- 1987年 4 月……シェーマー下院議委員をはじめとする米国議員団の来日と完全公募化の 要求
- 1987年5月……日米円ドル委員会フォローアップ会合と国債公募発行の要求
- 1987年5月……大蔵省要求受け入れ
 - ①20年国債、公募入札方式への変更
 - ②10年利付き国債の一部につき引受額入札方式を導入することを決定
 - ③「約定日ベースの空売り」認可
- 1987年6月……大蔵省「金融・資本市場の自由化・国際化に関する当面の展望 | 発表
 - ①短期金融市場の拡充
 - ②外国金融機関のアクセス改善
- 1987年9月……20年利付き国債の公募入札発行実施
- 1987年11月……10年利付き国債の引受額入札方式実施
- 1988年4月……日米円ドル委員会フォローアップ会合

外国証券会社の引受シェアアップと競争入札導入の要求

- 1988年8月……「米国包括貿易法」の成立(金融報復条項を含む)
- 1988年9月……大蔵省「国債市場の整備等について | 発表
 - ①シ団制の枠組みの中で10年債の発行方式への部分的競争入札の導入
 - ②外国金融機関の引受シェアを現行の約3倍へ引き上げ
 - ③外国証券会社4社のシ団幹事参入 新たに4社が参加
 - ④国債流通市場の整備 貸し債券市場整備およびショートセールについて検討開始
- 1989年4月……10年債の価格競争入札方式の実施
- 1989年5月……債券貸借市場の創設とショートセールの認可
- 1989年8月……FRB、金融報復条項の適用見送り
- 1989年9月……短期国債3カ月物発行
- (出所) 楠本広一郎「国債発行方式の一部変更について」『公社債月報』(1987年9月号)、木村浩一「変貌する国債市場」『大和投資資料』(1989年4月号)、「変貌する国債発行市場」『金融財政事情』(1988年9月26日号)より作成

外国証 改善を約束した。 自由化・ の資格を獲得した時からである。 を含む「米国包括貿易法」が成立した。「米国包括貿易法」が成立すると、 入札方式を導入する事を決定した。そして、 一券会社 国際化に関する当面の展望」を発表し外国金 0 引受け 一九八八年八月には日本を念頭に置 シェアを拡大し、 アメリ シ団引受け発行の カの要求を受けて日本 日本は 「金融 融機関 ĺλ た金 資本市 部 融報復 0 K は アクセス 引 直 受額 らに 場

格競争入札方式では、入札によって決定された国債発行条件が入札部 引受額入札方式が導入された後、 息詰まるドラマを観る思いがする。 固定シェア分についても適用されるという点に特徴があ 価格競争入札方式が導入された。 価 分

移は、

する金融報復条項の適用を見送ったのである。

図表2でみるこの

0

推

F R B

は

H

本に 間

回答を行った。この回答によって、一九八九年八月、

引受け発行に価格競争入札方式を導入する事、

アを三倍に引き上げる事など、

翌九月、

即座に大蔵省は

「国債市場の整備等について」を発表し、

シ団

たが、

その後シェアは次第に拡大し、

今日ではシ団発行総額

9

八五%に %であ

場に委ねられたのである。

価格競争入札のシェアは当初は

 \bigcirc

この方式の導入によってシ団引受の国債発行条件の決定権

ば 几

政

好から.

市

だけでなく、

図表 3 シ団引受けの固定シェアと入札シェアの推移

アメリカの要求を全面的に受け入れ

外国証券会社の引受けシ

期間	固定シェア(%)	引受額入札のシェア(%)	価格競争入札のシェア(%)
全額固定シェア			
昭和41年1月~62年10月	100	_	_
引受額入札方式の導入			
昭和62年11月~平成元年3月	80	20	_
価格競争入札方式の導入			
平成元年5月~2年9月	60	_	40
平成2年10月~14年3月	40	_	60
平成14年4月~	38	_	62
平成14年5月~	25	_	75
平成15年5月~	20	_	80
平成16年5月~	15	_	85

(資料) 財務省「国債管理政策について」平成16年10月より作成

達している。 ているが、 これは政府がシ団引受の廃止を念頭に置いているからと思われる。 図表3で見るように、特にこの数年、 価格競争入札シェアが拡大し

受けによって発行される国債は、 見るように約二割である。 団引受け発行は限りなく公募発行に近づいたと言わねばならない。 くして、価格競争入札方式の導入及び入札シェアの拡大によって、 固定シェアで発行される国債はそれほど大きな額では 市中消化の発行額に占める割合は前掲図 また、シ団引 今日では、シ 〔 1 で

強い批判がある。また、シ団引受けには図表4でみるように引受け手数料が支払 行される部分が残されている。そして、この引受けシェアについては海外からの シ団引受け発行が限りなく公募発行に接近したとはいえ、 なお固定シェアで発 ない。

味が従来とは異なり発行者にとって追加的コストとなっている。 われている。この手数料は近年、 追加コストを軽減し、また、外国証券会社の非難の対象となっている固定シェアの問題を解決するには、 大幅に引き下げられているが、シ団引受け発行が公募化した今日、手数料の意 手数料は年間約一二〇〇億円と言われて シ団引

受け発行を廃止して公募入札発行に移行する事が必要である。日本版プライマリー・ディーラー制度が導入され

たのは以上に見た問題を解決するためであった。

図表	4 シ団	引受け手数料	の推移
	期	間	手数料
昭和414	年4月~日	昭和46年12月	50銭
昭和474	年1月~日	昭和53年 3 月	55銭
昭和53年	年4月~日	昭和58年 3 月	60銭
昭和58年	年4月~日	昭和61年 3 月	70銭
昭和614	年4月~5	平成14年 4 月	63銭
平成144	年5月~5	平成16年 4 月	39銭
平成16年	年5月~		23銭
(出所) 財法	条省 『国信	管理政策の変化	2004年10月

(出所) 財務省『国債管理政策の変化』2004年10) 6日

3 公募発行の拡大と未達の回避

(1) 公募発行の拡大と国債種類の多様化

てい 債の応札価格に対して露骨な介入がなされ、その介入は「肩叩き」、「棒叩き」、「棍棒叩き」と揶揄された。 募発行であれば発行条件は市場実勢を反映して決定されるはずのものである。ところが、公募発行開始直後は応 札価格に人為的な介入がなされた。 五四年六月には二年物中期利付国債、 国債の公募発行が始まるのは昭和五〇年代になってからであった。昭和五三年六月には三年物中期利付国債、 上述した休債を契機に応札価格に対する介入が行われなくなった。そして、 シ団引受け発行額が減額され、 一〇年物国債の応募者利回りが実勢以下で発行されているので、 五五年四月には四年物中期利付国債が公募で発行されるようになった。 代わって公募発行が拡大したのである。 休債を契機に公募発行が拡大し 中期利付国 公

年利付国債は中期利付国債の中核国債なり発行額も一○年債と並ぶにいたった。そして、前掲図表1でみたよう 等を約束せざるを得なかった。 の発行に際して発行額は年間三〇〇〇億円とすること、 た。五年債は五年物の利付金融債や金銭信託、貸付信託と競合するからである。このため、 発行される事になった。 金融商品 と競合する年限構成の中期利付国債は発行額が少なく、 かった。平成一二年二月から五年利付国債が公募で発行され、 玉 の競合回避は、 類の多様化については、 この五年債の発行に際して、 五年債に典型的に現れている。 五年物利付国債の発行は、 金融機関の主要な金融商品との競合が可能な限り回避された。 興長銀を中心として金融界は大反対のキャンペ 競合の少ない年限構成の国債が発行された。 五年物は割引債に限定して利付債の発行は行わないこと 昭 長短金融分離の原則が撤廃されるまで待たねばならな 和五二年一月、 翌年には四年債と六年債が五年債に統合され、 五年物割引国 |債が 政府は五年物割引債 個人消化を予定して 銀行 国債と既存 ーンを行っ の定期 預金 五.

(2) 公募発行と未達の可能性

能力の限度を超えては発行される場合、この可能性は一段と高まる。 が発行予定額に満たない「未達」の可能性を排除できない。国債金利が乱高下を繰り返す場合、 公募入札発行の場合、シ団引受け方式と異なり、発行予定額が必ずしも全額応札されるわけではない。応札額 国債が市中 消化

均落札価格九九円九八銭であったが、入札未達で価格は九九円八銭まで下落したのである。また、前述した昭和 受けて発行額の減額や発行取り止めという事態は避ける事が出来た。しかしながら、その影響は大きかった。平 発生した。入札予定額一兆三五〇〇億円に対して応募額は一兆一八五二億円にとどまり、応募額が入札予定額に 達しなかったのである。シ団引受けの価格競争入札で未達が生じたので、入札の残り部分はシンジケート団が引 実は、これまでにも「未達」が生じていた。平成一四年九月二日、一○年物国債の価格競争入札方式で未達が

という事例である。『日本経済新聞』は、「事実上の未達」として、次のように伝えている。 もう一つの事例は、平成一四年二月七日の事例である。未達では無かったが、「事実上の未達」ではないか、 五六年六月~八月の休債も未達といえるだろう。

対してそんな見方がささやかれている。 「『あれは事実上の未達だったのではないか』、市場関係者の間で、 七日に実施された五年物国債の入札に

入札の未達とは、金融機関からの応札額が募集額に満たない事。未達が起きると入札への信頼が失われて

社の捨て札だった』と、ある市場関係者は明かす。証券会社は本気で国債を落札する気が無い場合も、 付き合い』で市場予想より低い価格 にはかろうじて未達は免れたが、事態はもっと危うかったとの指摘がある。 長期金利が急上昇する恐れもある。この日の応募倍率は一・一八倍で五年債として過去最低を記録。 (高い金利)で札を入れる。それがなければ未達だったというのだ。 危機を救ったのは『大手証券会 表面的 「 お

準まで上昇した。未達が起きていたらこの程度の上昇ではすまなかったと見る市場関係者もいる]。 予想外の入札の不調を受けて市場は動揺。 一〇年物国債の利回りは一・五七%と、約一年一ヶ月ぶりの水

には、主要債券ディーラーが応札責任と落札責任を分担する国債発行方式が必要となる。日本版プライマリーデ 要となる。 定されている。また、 ィーラー制度はこの必要に答えるために創設されたのである。 国債 の市中消化額はこの数年間で急増を続け、 市中消化額の急増に対応して「未達」の可能性が更に高まることなる。この可能性を軽減し排除する 平成一○年度に増発された国債は間もなく満期償還を向かえ更に巨額の国債借り換えが必 平成一四年度には一〇〇兆円を超え一六年度は一一四兆年が予

4 国債市場特別参加者制度のスキーム

に向けた制度の整備であった。 行方式の廃止を念頭に置いて創設された。更に、 国債市場特別参加者制度 (日本版プライマリー 公募発行の未達の危険性を軽減し国債の安定消化と流動性維持 ・ディーラー ·制度) は、 以上に見てきたように、シ団引受け発

国債市場特別参加者制度の概要は図表5で要約されている。この図表を見ながら制度のスキームを概観してみ

図表 5 国債市場特別参加者制度の概要

- 1. 「国債市場特別参加者」の責任
 - (1) 応札責任

全ての国債の入札について、競争的に、積極的に、相応な価格で、発行予定額の3%以上の相応な額を応札すること。

(2) 落札責任

直近2四半期中の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンにおいて、落札 実績額及び引受実績額の、発行予定額に占める割合が、一定以上(原則1%)であ ること。

(3) 流動性提供責任

国債流通市場に十分な流動性を提供すること。

(4) 情報提供責任

財務省に対して、国債のアウトライト取引、債券先物取引、店頭オプション取引 及び円金利スワップ取引等の取引動向等に関する情報を提供すること。

- 2. 「国債市場特別参加者」の資格
 - (1) 定例会合への参加資格

原則として四半期に1回開催される全ての特別参加者との会合(国債市場特別参加者懇談会)に参加し、国債管理政策のあり方等、制度の運営に当たって財務省と意見交換等を行うことができる。また、原則として四半期に1回、財務省との個別会合に出席し、意見交換等を行うことができる。

(2) 買入消却への参加資格

財務省が実施する買入消却のための入札に参加することができる。

(3) ストリップス債の元利分離・元利統合申請資格 ストリップス債の元利分離・元利統合の申請を行うことができる。

(4)国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札(仮称)及び第Ⅱ非価格競争入札 (仮称)への参加資格

財務省が実施する国債の入札に際して、価格競争入札の他に、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札及び第Ⅱ非価格競争入札に参加することができる。第Ⅰ非価格競争入札及び第Ⅱ非価格競争入札においては、各特別参加者は価格競争入札における発行額の加重平均価格で、あらかじめ個社に設定された、一定の限度額まで優先的に募入決定を受けることができる。

- (5) 金利スワップ取引への参加資格
 - 財務省が実施する金利スワップ取引の優先的な取引対象先となることができる。
- (6) 流動性供給入札への参加資格

特定銘柄の需給の著しい逼迫等の要因により、国債市場の流動性が低下し、国債市場の機能が損なわれることを回避する観点から、国債市場の流動性の維持・向上等を目的として財務省が実施する、流動性供給入札に参加することができる。

(出所) 財務省『日本国債ガイドブック2004』

化の 責任 題に 提供 まず、 よう。 け るのである。 札責任によっ 玉 動 引 0 ら 1 に三%以上の応 債 ってい 応札責任 向 n 価 提供を 1 %以上の落札義務があること、 ため、 して 特別参加 等 Ė 0 格 の ラ 無 るところが多い 義 特 V) 0 13 提 国 0 る。 (V) 制 務である。 莂 関する 13 [債 车 特 銀行も特 る。 示状 度では 参 落 7 者 第 物国債だけでなく全ての 加 別参加者に対して別枠で新発債 のアウトライ 札責任 に義 国 情 应 従って、 況 者 礼義務がある事、 債 に、 報 マ は 別参 債 諸 の安定消 務づけられた応札責任 1 0 兀 以 券 先 物 K 財 が、 ケ 外 提供を義務づけてい 0 加者の、 加 国 務省に対 マ ッ 0) j ž 1 日 1 のプライマ 義務を負っ て、 化が期待されて ケッ 取引 取引 本の メン メ 更に、 玉 ľ ŀ 制 1 0 0 次に、 [債 そ バ 取 取 度 クを義 つは ij 国 国 引 0 1 メ 引 てい 安定消 債 iz 高 債 高 流 イ 1 流 取引 加え 務 原 ク を 動 動 入札 る。 る。 落 蕳 取 催 性 デ 則

図表 6 国債市場特別参加者制度の指定企業

証券会社(20社)	銀行(5社)
岡三証券	東京三菱銀行
クレディ スイス ファースト ボストン証券	みずほ銀行
ゴールドマン・サックス証券	みずほコーポレート銀行
JPモルガン証券	三井住友銀行
新光証券	UFJ銀行
大和証券SMBC	
ドイツ証券	
ドレスナー・クラインオート・ワッサースタイン証券	
日興シティグループ証券	
野村証券	
バークレイズ・キャピタル証券	
BNPパリバ証券	
みずほインベスターズ証券	
みずほ証券	
三菱証券	
メリルリンチ日本証券	
モルガン・スタンレー証券	
UFJつばさ証券	
UBS証券	
リーマン・ブラザーズ証券	

(注1)『日経公社債情報』2004年10月4日より作成

(注2) UFJ銀行は2004年10月14日から2004年末まで特別資格停止

応札の義務だけでなく特別な入札への参加という特典が提供されているといえよう。 追加発行が行われ入札が実施される。入札日の夕方に特別参加者向けに別枠で入札が実施される。 特別参加者は

追加発行には特別参加者のみが応札できるのである。 が逼迫すれば国債の市場流動性が低下する。特定銘柄の国債の需給逼迫を緩和するため追加発行が行われ、 需給の逼迫した人気の高い既発債の追加発行に特別参加者が応札できる事である。 特定銘柄国債の この

発展的に解消したものである。 会が「国債市場特別参加者会合」であり、従来の「国債市場懇談会」が国債市場特別参加者制度の創設に伴って 特別参加者は国債管理政策の在り方や制度の運営に当たって財務省と意見交換等を行う事ができる。 この懇談

要ディーラーなので国債消化の約九割までカバーされると思われる。 銀行は今年度末まで特別資格を停止されたので、 財務省は特別参加者に証券会社と銀行の二五社を指定した。指定企業は図表6の通りである。ただし、 当面は二四社が指定企業となる。 指定された企業はいずれも主 U F J

いる。 61 てい シ団引受け発行は、 、 る。 日本の国債発行方式は国債市場特別参加者制度の創設によって段階を画する新たな局面を迎えたといえよ 国債市場特別参加者制度が軌道に乗れば、 前掲図表3でみたように、 価格競争入札のシェアが引き上げられ限りなく公募発行に近づ 近い将来においてシ団引受け発行は廃止される事になって

注

う

(1) 『日本経済新聞』二〇〇二年七月三日

- 2 岩井宣章「国債発行の自由化プロセスの日本的特徴―市場仲介者サイドの視点からの一考察」証券経済学会第六二回
- 全国大会報告 (桃山大学) 二〇〇四年一一月二八日
- 3 『日本経済新聞』二〇〇二年二月三日
- 4 『日本経済新聞』二〇〇二年九月二一日、九月二七日
- 5 『日本経済新聞』二〇〇二年二月七日
- 6 特別参加者制度について、指定企業の特別参加者全員がこの制度を優れた制度であると肯定的に評価している 問題点が詳細に検討されている。また、平成一六年三月三一日に開催された第三三回国債市場懇談会では、国債市場 談会」で繰り返し検討され、特に平成一三年一一月九日に開催された第一二回国債市場懇談会ではシ団引受け発行の 国債市場特別参加者制度は「国債市場懇談会」で検討されてきた。シ団引受け発行の問題点についても「国債市場懇

参考資料

辻 四年一一月一五日号 貴博 「国債市場特別参加者制度の概要―国債の安定消化と流動性維持・向上に向けた制度整備」『金融財政事情』二〇〇

(第三三回 議事要旨」平成一六年三月三一日 財務省「国債市場特別参加者制度運営等基本要領の概要」平成一六年三月三一日

- 「国債市場懇談会
- 財務省 「日本国債ガイドブック二○○四
- 「国債市場懇談会(第一二回)議事要旨」平成一三年一一月九日

なかじま まさたか・客員研究員)